

# 7月は国民健康保険税の納税月です

平成26年度の納税通知書は7月14日に発送します。  
 国保に加入している世帯の世帯主宛にお送りします。  
 ※世帯主が他の保険に加入している場合でも、宛先は世帯主となります。

問合せ 税務課 市民税係  
 ☎ 43-1117

## 国保税の税率が変わります

国民健康保険税は、『医療保険分』と『後期高齢者支援金分』と『介護保険分（40〜64歳の方）』を合わせた額となっておりますが、今年度は税率改正により税率が次のように変わります。  
 だれもが安心して医療を受けられる国民健康保険制度を維持していくために、皆様のご理解をお願いいたします。

	H25 税率	H26 税率	
<b>医療分</b> 国保加入者の医療費等に あてるための課税額	所得割率	7.6%	7.7%
	資産割率	16.7%	8.3%
	均等割額	2.1万円	2.2万円
	平等割額	2万円	2万円
<b>支援金分</b> 75歳以上の方が加入する 後期高齢者医療制度等の 運営費用にあてるための 課税額	所得割率	3.4%	3.4%
	資産割率	8.0%	4.0%
	均等割額	9千円	1万円
	平等割額	8千円	8千円
<b>介護分</b> 40歳から64歳まで（介護 保険第2号被保険者）の方 の介護保険制度の運営費用 にあてるための課税額	所得割率	2.4%	2.4%
	資産割率	3.0%	1.5%
	均等割額	8千円	9千円
	平等割額	4千円	4千円
	課税限度額	14万円	14万円

※国民健康保険税の課税方式については、低所得者の負担となっている資産割を段階的に縮小し、平成27年度には資産割を廃止して、所得割、均等割、平等割の3方式に変更します。

※平成26年度から国の制度が改正され、課税限度額の引上げと、所得の低い方の均等割と平等割を軽減する制度の軽減基準額の改正により軽減の対象者が拡充されます。

## 受給者証・認定証の更新

8月1日から、国民健康保険に加入している方の「国民健康保険高齢受給者証」、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」、「国民健康保険限度額適用認定証」が更新になります。8月1日以降は、新しい受給者証や認定証を医療機関等の窓口へ提示してください。

問合せ 市民課 国保年金係  
 ☎ 43-3316

対象者	更新になる 受給者証・認定証	手続き
国保に加入している <b>70〜74歳</b> の方	国民健康保険高齢受給者証	手続きは不要です。 新しい高齢受給者証は、7月下旬に送付します。
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	該当となる方には申請書を7月下旬に送付します。 8月1日以降に、各庁舎・各出張所の国保担当窓口で手続きを行ってください。
国保に加入している <b>70歳未満</b> の方	国民健康保険限度額適用認定証	現在お持ちの方や新たに申請される方は、8月1日以降に、各庁舎・各出張所の国保担当窓口で手続きを行ってください。 ※医療機関窓口で「認定証」を提示することで、外来・入院にかかる医療機関の支払い（個人単位）が限度額までとなります。
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	

手続きに必要なもの ①対象者の方の国民健康保険被保険者証 ②印鑑

## 軽減判定所得

区分	改正前 世帯主と国保加入者の所得額	改正後 世帯主と国保加入者の所得額
<b>7割軽減基準額</b>	33万円（基礎控除額）以下	33万円（基礎控除額）以下
<b>5割軽減基準額</b>	【33万円+24.5万円 ×世帯主を除く国保加入者数】 以下	【33万円+24.5万円 ×国保加入者数】 以下
<b>2割軽減基準額</b>	【33万円+35万円 ×国保加入者数】 以下	【33万円+45万円 ×国保加入者数】 以下

## 所得の低い方に対する 軽減措置が拡充されます

国民健康保険税のうち平等割・均等割については、所得に応じて7割・5割・2割軽減する措置が講じられていました。このうち、2割軽減と5割軽減の対象となる方の所得基準額が引き上げられ、5割軽減の対象者に新たに单身世帯も加えられることになりました。

## 国保税の特別徴収 （年金天引き）について

国民健康保険税を年金天引きで納めていただくことを「特別徴収」といいます。  
 年金を受給される方の国民健康保険税は、地方税法により、原則受給されている年金から天引き（特別徴収）されます。

従来、口座振替や納付書で納付されていた場合でも、特別徴収が優先されますが、納付方法変更申出書を提出することにより口座振替による納付（納付書による納付はできません）へ変更ができます。

## ●特別徴収に該当する条件

- 特別徴収となるのは、次の条件全てに当てはまる場合です。
- ①国保加入者全員が65から74歳の世帯
  - ②国保加入中の世帯主が今年度に75歳に到達しない世帯
  - ③世帯主の年金額が年額18万円以上の方（ただし、年金は担保に供していないものに限ります）
  - ④介護保険料の年金支払額と国保税の合計が年金額の2分の1を超えない方

## ●納める時期と算定方法

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年所得が確定するまでは、仮算定された保険税額を納めます。			前年所得が確定した後は、本算定された保険税額を納めます。		
<b>新規で特別徴収該当する場合</b> 前年度税額をもとに仮算定します。 1回分＝前年度年税額×1/6			<b>新規で特別徴収該当する場合</b> 7月・8月・9月は普通徴収となり、残りが特別徴収となります。		
<b>継続して特別徴収該当する場合</b> 前年度2月の特別徴収額と同額が1回分となります。			<b>継続して特別徴収該当する場合</b> 年税額から仮徴収税額を差し引き、残りを3回に分けます。		

※新たに国民健康保険税が年金から天引きされる場合、7月、8月、9月は、納付書により納付する方法（普通徴収）で国民健康保険税を納めていただき、10月以降は、10月、12月、2月に支給される年金から天引きされることとなります。

※前年度から継続して年金から天引きされる場合など、4月、6月、8月に国民健康保険税が年金から天引きされたときは、今年度の国民健康保険税の算出額から、4月、6月、8月に年金天引きされた額を差し引いた額が、10月、12月、2月に支給される年金からの天引き額となります。

## 健康保険に二重に 加入していませんか？

現在、国民健康保険に加入している方で、社会保険証もお持ちの方は、2種類の保険証をお持ちの方は、二重加入の可能性があり得ます。社会保険に加入しただけは、国保の資格は自動的に喪失にはならないため、国保の資格を喪失する手続きが必要です。社会保険加入者の被扶養者になっている方も同じです。お手数ですが市役所・出張所の窓口で手続きをお願いします。

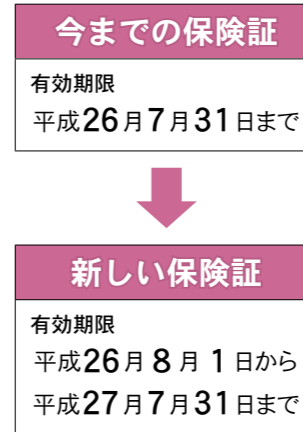


# 後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ

保険証が新しくなります

75歳以上の方（一定の障がいのある方は65歳以上）が今までお使いの後期高齢者医療の保険証（若草色）が新しくなり、7月下旬に加入者のみなさんに送付されます。申請手続きの必要はありません。

8月1日以降は、新しい保険証（薄赤色）をお使いください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割または3割となりますのでご確認ください。



※現在お持ちの保険証は8月1日からは使用できませんので、有効期限を過ぎましたら最寄りの市役所窓口にて返却していただくか、ご自分で裁断するなどして破棄していただくようお願いいたします。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

平成25年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付いたします。送付された方は、新しい証をご使用ください。

なお、現在交付を受けていない方、または対象になつていなかった方で、8月1日から限度額適用・標準負担額減額認定証の対象となる方には、申請書を送付しますので、交付を受けたい方は最寄りの市役所窓口で申請してください。

保険料決定通知や納付書を7月中旬に送付します

平成25年中の所得に応じて確定した平成26年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知や納付書を、7月中旬に加入者のみなさんにお送りします。

保険料の徴収方法は、年金額や介護保険料等の状況により、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（口座振替または納付書による納付）があります。

保険料の納付方法を口座振替に変更できます

後期高齢者医療の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっていますが、税務課や各地域センター・出張所窓口で納付方法変更の手続きをしていただきますと、特別徴収から普通徴収に変更することができます。

※随時手続きは可能ですが、時期によっては直ちに口座振替への切り替えができませんことがあります。あらかじめ市内金融機関で口座振替手続きを済ませてください。



## 均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額	均等割の軽減割合	均等割額
33万円（基礎控除額）以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,971円
33万円（基礎控除額）以下	8.5割	5,956円
【33万円（基礎控除額）+ 24.5万円×世帯の被保険者数】以下	5割	19,855円
【33万円（基礎控除額）+ 45万円×世帯の被保険者数】以下	2割	31,768円

（納付額は100円未満切り捨て）

平成26年度の保険料軽減措置

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の（基礎控除後）所得に応じて納めていただく「所得割額」がありますが、所得の低い世帯の方は、世帯主および被保険者の所得に応じて、次のように軽減されます。

## 所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）	所得割の軽減割合
58万円以下 ※年金収入のみの場合は153万円～211万円以下	5割

## 職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

該当する方の条件等	均等割の軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	9割	3,971円

※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

## 保険料

均等割額（加入者全員が負担）  
39,710円

+

所得割額（所得に応じて負担）  
基礎控除後の総所得金額 × 8.07%

## 長期該当者認定の入院日数の算定

入院時食事療養費では、低所得者Ⅱの認定を受けている期間で、過去1年間の入院日数が90日超の長期該当者の場合、標準負担額が減額されます。

長期該当認定の入院日数の算定について、平成25年8月1日以降に後期高齢に加入した方で平成26年8月1日以降新たに長期該当の申請をする方から、前の保険の入院日数を合算できるようになります。

## 柔道整復、はり・きゅう、マッサージの医療費通知

保険証を使って柔道整復（整骨院等）、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けた方に「医療費通知書」をお送りします。（6月・9月・12月・3月の4回送付予定）施術の日数や医療費などが記載されたもので、その内容についてお尋ねする場合がありますので、領収書は大切に保管してください。

## ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を500円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。（7月・1月送付予定）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に作られた薬（新薬：先発医薬品）の特許が切れてから同等の有効成分を使って作られた安価な薬です。ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分にご相談ください。

## 問合せ

制度運営全般、保険料の算定 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎ 018-853-7155  
各種申請・届出 仙北市 市民課 国保年金係 ☎ 43-3316  
保険料の納め方 仙北市 税務課 市民税係 ☎ 43-1117

# 臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請受付を7月1日から開始します

給付対象者と思われる方に申請書を郵送します。(公務員の方は、職場から申請書が配布されます。) 必要書類等ご確認のうえ、**9月30日まで**申請してください。

**申請先** 仙北市福祉事務所(西木庁舎)、田沢湖地域センター、角館地域センター、各出張所(田沢・神代・桧木内・上桧木内)

**問合せ** 「臨時福祉給付金」担当 仙北市 社会福祉課 ☎ 43-2288  
「子育て世帯臨時特例給付金」担当 仙北市 子育て推進課 ☎ 43-2280

『振り込め詐欺』や『個人情報』の詐取』にご注意ください

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などがかかった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署にご連絡ください。

## 介護保険事務所からのお知らせ

### 平成26年度 介護保険料の納付について

**普通徴収**… 7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をお勧めします。(口座振替の申し込み用紙は金融機関窓口にあります。)

**特別徴収**… 年金支給月(偶数月)に年金からの差し引きによる納付となります。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し(表参照)、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けていない方、平成26年度中に65歳になる方などです。

**問合せ** 介護保険事務所 保険指導班 ☎ 0187-86-3911  
仙北市 長寿支援課 ☎ 43-2281 仙北市 包括支援センター ☎ 43-2283

表 平成26年度介護保険料

段階	区分(平成26年度の住民税課税状況等)	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している方	35,280円 基準額×0.5
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方
第3段階		44,100円 基準額×0.625
第4段階		52,920円 基準額×0.75
第5段階	住民税課税世帯(本人非課税)	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方
第6段階		61,740円 基準額×0.875
第7段階		70,560円 基準額
第8段階	住民税課税世帯(本人課税)	本人の前年の合計所得金額が190万円未満の方
第9段階		88,200円 基準額×1.25
第8段階	住民税課税世帯(本人課税)	本人の前年の合計所得金額が190万円以上、320万円未満の方
第9段階		105,840円 基準額×1.5
第9段階	本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方	123,480円 基準額×1.75

# 福祉医療費受給者証の更新のお知らせ

**問合せ** 市民課 国保年金係 ☎ 43-3316

月日	地区	場所	時間
7月15日(火)	桧木内・上桧木内	桧木内出張所	9時～17時
	西明寺	西木総合開発センター(西木庁舎となり)	9時～19時
7月16日(水)	神代	神代出張所	
7月17日(木)	田沢・生保内	田沢湖総合開発センター(田沢湖庁舎となり)	9時～16時30時 17時30時～19時
7月18日(金)	角館	総合情報センター 角館庁舎市民課	
7月19日(土)	市内全地区	西木総合開発センター	9時～16時30時

※通知に記載されている必要書類(健康保険証等)は当日必ずお持ちください。書類が揃っていないとその場での交付ができません。

※お住まいの地区以外での更新を希望される方は、通知が届きましたら**7月11日(金)**まで市民課国保年金係へご連絡ください。

※当日の会場は混雑する時間帯が多々ありますので、通知に同封してあります申請書は必ず記入をして、お持ちください。



現在お使いの福祉医療費受給者証は、8月1日から更新されます(一部受給者を除く)。現在、受給者証をお持ちの方で更新が必要な方には、7月上旬に申請書を同封した通知をお送りします。お住まいの地区で手続きを行ってください。

8月1日から更新



対象者	対象内容	所得制限【所得制限対象者】
乳幼児および小学生	生まれた日から小学校修了年度の3月31日まで	なし(区分分けのため所得確認は必要)【父、母】
ひとり親家庭の児童	▶母子家庭、父子家庭の児童 ▶父母のいない児童 ▶父または母が1～2級程度の身体障害者手帳等を持つ家庭の児童 ※18歳の誕生日を迎えた日以降の最初の3月31日まで ※被用者保険本人の方は該当しません	あり【父、母、扶養義務者】
重度心身障がい(児)者	身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aを持っている方	被用者保険本人のみあり【本人、配偶者、扶養義務者】
高齢身体障がい者	65歳以上の身体障害者手帳4～6級を持っている方 ※被用者保険本人の方は該当しません	あり【本人、配偶者、扶養義務者】

※乳幼児および小学生の自己負担については次のとおりです。  
①受給者は、医療機関で自己負担分の半額を負担。ただし、上限は1,000円(1医療機関、1か月ごと、入院・外来別)  
②0歳児は医療機関での自己負担はなし。  
③市民税所得割非課税世帯は医療機関での自己負担はなし。

福祉医療制度の対象となるが申請をしたことがない、受給者証の有効期限が平成26年7月31日までとなっているのに7月中に更新の通知が届かない、などの方は、8月1日以降に市民課国保年金係へお問い合わせください。

医療費の自己負担を助成

福祉医療費助成制度は、乳幼児および小学生、ひとり親家庭の児童等、高齢身体障がい者および重度心身障がい(児)者の心身の健康保持と生活の安定をはかるため、医療費の保険適用分の自己負担相当額を助成する制度です。この制度にかかる費用は、秋田県と仙北市が負担するものです。